

綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚等障害者の社会生活上円滑な意思の疎通を図るために要約筆記者（以下「筆記者」という。）を派遣し、聴覚等障害者の意思伝達の仲介業務を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 筆記者は、次の各号に該当する者とし、要約筆記者登録申請書（第1号様式）により申請したもののうちから市長が選任する。

- (1) 神奈川県内に居住する20歳以上の者
- (2) 厚生労働省のカリキュラムに添った県等主催の要約筆記者講習会を受講し、修了した者

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、結果を要約筆記者登録決定通知書（第2号様式）により通知し、筆記者は、要約筆記者登録簿（第3号様式）に登録するものとする。

(派遣対象等)

第3条 筆記者の派遣対象者（以下「対象者」という。）は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚障害及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害区分の身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、要約筆記者を必要とするもので、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 公的機関等に行く場合
- (2) 医療機関に行く場合
- (3) 公的機関等の主催又は後援する講習会、研修会及び会議に出席する場合
- (4) その他日常生活上又は社会活動参加上において、筆記者の派遣が適当と認められる場合

(派遣地域及び時間並びに回数)

第4条 筆記者を派遣できる地域は原則として神奈川県内とする。

2 要約筆記者の派遣の対象となる時間は原則として午前8時から午後9時までとし、1日2回を限度とする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。なお、4時間を超える利用については、2回の利用とみなす。

(派遣申請)

第5条 筆記者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用する日の閉庁日を含まない7日前までに要約筆記者派遣申請書（第4号様式）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。

(派遣決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、派遣についての要否を決定し、必要と認めた者に筆記者を派遣するものとする。

また、継続的に筆記者が1時間以上要約筆記を行うことが見込まれる会議等の派遣については、2人の筆記者を派遣することができるものとする。

2 市長は、前項の決定について、要約筆記者派遣決定通知書（第5号様式）により申請者に通知し、かつ、要約筆記者派遣依頼書（第6号様式）により筆記者を派遣するものとする。

(実績報告)

第7条 筆記者は、派遣実施月の翌月5日までに要約筆記者実施状況報告書（第7号様式）により、市長に報告しなければならない。

(費用負担等)

第8条 筆記者の利用料は無料とする。ただし、要約筆記業務を行う際に必要となる筆記者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(謝礼等)

第9条 市長は、筆記通訳者に対し別表に定める基準により月ごとに謝礼等を支払うものとする。

2 前項の謝礼等は、第7条に規定する実績報告に基づき支払うものとする。

(秘密の厳守)

第10条 筆記者は、当該業務を行うにあたり奉仕の心を持ち、対象者の人権を尊重するとともに、当該対象者の身上及び家庭について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか筆記者の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

別表（第9条関係）

項目	内容	金額
謝礼等	4時間未満	4,000円
	4時間以上	5,800円
	交通費 (1回派遣につき)	派遣場所が市内の場合は、500円 派遣場所が市外の場合は、1,000円

備考

- (1) 派遣時間は拘束時間（自宅を出てから帰宅するまでの時間を含む）とする。
- (2) 1回の派遣時間は、8時間を限度とする。

第1号様式（第2条関係）

要約筆記者登録申請書			
年 月 日			
（宛先）綾瀬市長			
住 所 氏 名 電話番号 （ ）			
綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第2条に基づき、次のとおり登録申請をします。			
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
職 業	連絡先	電話（ ）	—
		FAX（ ）	—
履 歴 資格等	(受講講習名等)		

※ 審査及び決定欄				
審 査	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない（理由 ）			
登録番号				
綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第2条の規定により、上記のとおり決定してよいでしょうか。また別紙のとおり通知してよいでしょうか。				
決 裁 欄	担当者	公印	起案	. .
			決裁	. .
			登録	. .
		. .	通知	. .

※ 太枠内のみ記入してください。

第2号様式（第2条関係）

要約筆記者登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記のことについて審査した結果、
次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない		
登録番号		登録年月日	
登 録 者	氏名		
	住所		
	連絡先	電話 () - FAX () -	
登録しない理由			
備考			

第4号様式（第5条関係）

要約筆記者派遣申請書				
				年 月 日
(宛先) 綾瀬市長				
申請者 住所				
氏名				
綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。				
申請者	氏名			
	住所	電話・FAX ()		
	身体障害者 手帳	第 号	級	
派遣内容	実施日	年 月 日		
	実施時間	時 分から 時 分まで		
	場 所			
	内 容			
	派遣人数	人		
	要約筆記者			
※ 決定欄				
決 定	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない			
要約筆記者		登録番号		
綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第5条の規定により、上記のとおり決定してよいでしょうか。また別紙のとおり通知してよいでしょうか。				
決 裁 欄	担当者	公 印	起 案	. .
			決 裁	. .
		. .	通 知	. .

※太枠内のみ記入してください。

第5号様式（第6条関係）

要約筆記者派遣決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない		
実施日	年 月 日		
実施時間	時 分から 時 分まで		
場 所			
内 容			
派遣人数			
要約 筆記者	氏名	電話	() -
		FAX	() -
	氏名	電話	() -
		FAX	() -
派遣しない 理 由			

第6号様式（第6条関係）

要約筆記者派遣依頼書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり依頼します。

実施日	年 月 日
実施時間	時 分 から 時 分まで
場 所	
内 容	
申請者	氏名 電話 () -
	住所 FAX () -
備 考	

第7号様式（第7条関係）

<p>要約筆記者実施状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 綾瀬市長</p> <p style="padding-left: 100px;">住所</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名</p> <p style="padding-left: 100px;">連絡先</p> <p style="padding-left: 100px;">登録番号</p> <p style="padding: 10px 0 20px 0;">綾瀬市要約筆記者派遣事業実施要綱第7条に基づき、次のとおり報告します。</p>			
申請者氏名	実施日時	場所	確認印
実施内容を具体的にご記入ください			

※審査及び決定欄

上記報告に基づき、謝礼等を支給してよいでしょうか。

決 裁 欄	担当者	起 案	. .	実施回数	回
		決 裁	. .	金 額	
		処 理	. .		

※太枠内のみ記入してください。

業務終了後、申請者より確認印を受けてください。